

災害拠点病院指定要件（平成24年医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知）

事業区分			地域災害拠点病院		
施設名			厚生連高岡病院		
開設者			厚生連		
所在地〔所在市町村〕			高岡市		
二次医療圏名			高岡		
病床数			562床		
運 営	①24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有している。		○		
	②災害発生時に、被災地からの傷病者の受入れ拠点となり、EMISが機能していない場合には、被災地からとりあえずの重症傷病者の搬送先として傷病者を受け入れることが可能な体制を有している。		○		
	③災害派遣医療チーム(DMAT)を保有し、その派遣体制がある。 【基幹災害拠点病院は、複数のDMATを保有していること】		3チーム		
	③災害発生時に他の医療機関のDMATや医療チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えている。		○		
	④救命救急センターもしくは第二次救急医療機関である。 【基幹災害拠点病院は救命救急センターであること】		救命救急		
	⑤地域の第二次救急医療機関とともに定期的な訓練を実施している。		○		
			(A) 当該訓練の主催者	都道府県	
			(B) 当該訓練への参加度合い	企画に参画(訓練参加含)	
	⑤災害時に地域の医療機関への支援を行うための体制を整えている。		○		
			(A) 地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し機能を有し、貸出し要件を事前に決めている。	○	
⑥ヘリコプター搬送の際に、同乗医師を派遣できる体制を整えていることが望ましい。		○			
診 療 施 設	(ア)病棟(病室、ICU等)、診療棟(診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人工透析室等)等救急診療に必要な部門を設けるとともに、災害時における患者の多数発生時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペースを有することが望ましい。		①救急部門の有無	有	
			②多数の患者に対応可能なスペースの有無 (入院患者については通常時の2倍、外来患者については通常時の5倍程度を想定)	有	
			③簡易ベッド等の備蓄スペースの有無	有	
	(イ)診療機能を有する施設は耐震構造を有することとし、病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有することが望ましい。 【①から④のうち、該当するものひとつに「○」を記載し、②に該当する場合は、耐震構造でない建物の代表例を記載して下さい。】		①全ての建物が耐震構造である	○	
			②病院機能を維持するために必要な全ての建物(病棟や外来棟、管理棟、ボイラー棟、給食棟等)が耐震構造である 【基幹災害拠点病院の要件】		
			③診療機能(病棟や外来棟など)を維持するために必要な建物が耐震構造である。【災害拠点病院の要件】		
			④耐震性が不明、または耐震性がない。		
	(ウ)通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくこと。また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。		自家発電機の有無	有	
			①自家発電機が発電容量		6割
			②燃料の備蓄		3日
自家発電機等からの電源の確保や使用可能なことの検証			○		
ハザードマップ等の考慮			○		
(エ)適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水を確保すること。		①受水槽の有無	有		
		受水槽の容量		1日	
		②井戸設備の有無	有		
		③給水協定の締結			

診療設備	(ア)衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備すること。また、複数の通信手段を保有していることが望ましい。	①衛星電話の有無	固定型衛星電話の有無		
			衛星携帯電話の有無	有	
		②衛星回線インターネット導入の有無		有	
	(イ)広域災害・救急医療情報システム(EMIS)に参加し、災害時に情報を入力する体制を整えておくこと。すなわち、情報を入力する複数の担当者を事前に定めておく、入力内容や操作方法などの研修・訓練を行っておくこと。	EMIS参加の有無			有
			操作担当者の指定		○
			研修・訓練の実施		○
	(ウ)多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備				有
(エ)患者の多数発生時用の簡易ベッド				有	
(オ)被災地における自己完結型の医療に対応出来る携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等				有	
(カ)トリアージ・タッグ				有	
その他	食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度を備蓄しておくこと。その際、災害時に多数の患者が来院することや職員が帰宅困難となることを想定しておくことが望ましい。 また、食料、飲料水、医薬品等について、地域の関係団体・業者との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整えておくこと(ただし、医薬品等については、都道府県・関係団体間の協定等において、災害拠点病院への対応が含まれている場合は除く。)	食料	備蓄の有無		有
				備蓄日数	2日
				災害時に多数の患者が来院することや帰宅困難となる職員への対応を想定した備蓄	
			協定の締結		○
		飲料水	備蓄の有無		有
				備蓄日数	2日
			災害時に多数の患者が来院することや帰宅困難となる職員への対応を想定した備蓄		
		協定の締結		○	
	医薬品	備蓄の有無		有	
			備蓄日数	3日	
			災害時に多数の患者が来院することや帰宅困難となる職員への対応を想定した備蓄		
		協定の締結		○	
災害医療の研修に必要な研修室を有すること。【 基幹災害拠点病院の要件 】					
搬送関係	施設	病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有している。 やむなく病院敷地内に離着陸場の確保が困難な場合は、必要に応じて都道府県の協力を得て、病院近接地に非常時に使用可能な離着陸場を確保するとともに、患者搬送用の緊急車輛を有していること。 (ヘリコプターの離着陸場については、ヘリコプター運航会社等のコンサルタントを受けるなどにより、少なくとも航空法による飛行場外離着陸場の基準を満たすこと。また、飛行場外離着陸場は近隣に建物が建設されること等により利用が不可能となることがあることから、航空法による非公共用ヘリポートがより望ましいこと。) 【 基幹災害拠点病院は、病院敷地内に離着陸場を有すること 】			有(敷地外)
			患者搬送用の緊急車輛を有していること。		○
設備	DMATや医療チームの派遣に必要な緊急車輛を有している。(その車輛には、応急用医療資器材、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等の搭載が可能であること。)			有	